

令和6年度第1回龍ヶ崎市情報化推進委員会

日時：令和6年5月24日（金）
13：30～

場所：庁議室

- 1 自治体情報システム標準化について
- 2 自治体DX推進に向けた取り組みについて
- 3 その他

1 自治体情報システム標準化 について



自治体情報システム標準化とは

●概要

地方行政のデジタル化を推進するため、令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、全国の自治体に対し基幹業務20業務のシステムを、国が示す標準仕様に適合したシステム（標準準拠システム）へと移行することを義務付け、併せてガバメントクラウドでの構築を努力義務（ただし補助金要件）としている。

●目的

標準的な仕様のシステム導入によってコストの低減やIT人材不足の解消、住民サービスの向上、業務の効率化を実現すること。

自治体情報システム標準化対象業務

項番	業 務 名	項番	業 務 名
1	住民基本台帳	11	介護保険
2	国民年金	12	児童手当
3	選挙人名簿管理	13	児童扶養手当
4	固定資産税	14	子ども子育て支援
5	個人住民税	15	生活保護
6	法人市民税	16	健康管理
7	軽自動車税	17	就学
8	国民健康保険	18	戸籍
9	障がい者福祉	19	戸籍附票
10	後期高齢者医療	20	印鑑登録

ガバメントクラウドとは

- 中央省庁や独立行政法人、地方自治体などの行政機関が、行政システムをクラウドサービスとして共同利用できるようにした「IT基盤」
- デジタル庁が各サービス提供事業者と契約し、自治体は利用に応じて利用料をデジタル庁へ負担する。
- ガバメントクラウド対象クラウドサービス
 - ・ Amazon Web Services
 - ・ Google Cloud
 - ・ Microsoft Azure
 - ・ Oracle Cloud Infrastructure
 - ・ さくらインターネット

2 龍ヶ崎市の情報システム標準化 への対応について

システム標準化対象業務

- 住民情報基幹系システム（両毛システムズ：デジタル都市推進課）
 - ・住民基本台帳・選挙人名簿管理・固定資産税・個人住民税・法人住民税
 - ・軽自動車税・国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険
 - ・就学・印鑑登録
- 総合福祉システム（北日本コンピューターサービス：デジタル都市推進課）
 - ・障がい者福祉・児童手当・児童扶養手当・生活保護・子ども子育て支援
- 健康管理システム（両備システムズ：健康増進課）
 - ・健康管理
- 戸籍システム（富士フィルムシステムサービス：市民窓口課）
 - ・戸籍・戸籍の附票

対応期限：令和8年3月31日まで

龍ヶ崎市のシステム標準化への対応

●住民情報基幹系システムにおいて、現在使用しているサーバや端末等の機械類は、平成30年1月から使用しているものであり、令和7年には使用開始から8年目となるため、保守が効かなくなる。そのため、令和7年1月から機器等を新しくする必要があるが、このタイミングに標準化された新システムへ移行することが最も効率的。

●住民情報等を連携するその他システムについては、住民情報基幹系システムが標準化されるタイミングにおいて標準化対応を行わないと、余計な連携のための費用がかかる。

●法律により、全国的に令和7年度末までに標準化準拠システムへの移行が義務付けられている現状において、各ベンダーは既存ユーザーの標準化対応に人的リソースが割かれており、令和7年1月に限らず、令和7年度末の標準化移行期限までに他ユーザーを獲得できる状況ではない。

龍ヶ崎市の情報システム標準化への対応について

- ①標準化対応作業は既存ベンダーにて行い、基本は令和7年1月稼働。
- ②標準化準拠後のシステムは利用契約を5年間とし、以下のとおりの契約相手方となる予定。

住民情報基幹系システム（デジタル都市推進課）：（株）両毛システムズ

※児童手当、児童扶養手当、子ども子育てシステム含む

戸籍システム（市民窓口課）：富士フィルムシステムサービス（株）

健康管理システム（健康増進課）：（株）両備システムズ

生活保護システム（保護課）：北日本コンピューターサービス（株）

障がい者福祉システム（障がい福祉課）：（株）RCS

3 自治体システム標準化にあたり 担当各課の作業

標準化準拠システム稼働日

令和7年1月6日（月）（戸籍、戸籍附票、障がい者福祉除く）

稼働環境

ガバメントクラウド（AWS）、一部サーバ室でのオンプレミス

標準化における注意点

①システム認証方法の変更

個人番号利用事務系において、現在のカード認証から生体認証へ変更
→端末利用する全ユーザーについて、生体（静脈）の登録が必要

②システム稼働にあたり、市民窓口ステーション、コンビニ交付の12月28日、1月4～5日のサービス停止が必要

③標準化にあたり現在の機能が無くなる業務について、業務フローの見直しが必要

各課の作業内容

①標準仕様書と新システムとの比較及び運用方法検討（9月頃）

新システムにおいて、標準仕様書に準拠しているシステムであるか確認するとともに、現在システム化されている機能について、システム化されない業務等の運用方法の検討を行う。

②文字同定検証（6月頃）

自治体システム標準化にあたり文字も標準化されるため、外字と呼ばれる、自治体独自で作成していた文字も変わるものがある。そのような文字の判別が必要。

③例規等の改正（12月まで）

システムから打ち出される帳票について、例規で規定されているものについては、システム標準化に伴う様式変更により例規も改正する必要がある。

④特定個人情報保護評価（PIA）の再実施（7月頃）

システムが変わることに伴い、特定個人情報を取り扱う業務については、特定個人情報保護評価（PIA）の再実施が必要。

⑤外部連携システムとの連携確認（必要に応じて9月補正）

自治体システム標準化にあたり連携データファイルレイアウトも標準化される。住基や税、国保等の情報を他システム（地図情報、家屋評価、農家台帳等）や他組織（茨城県、国保連、後期高齢、年金機構、県税事務所等）へ連携しているもの、また、口座振込や振替、納付書等銀行や郵便局等と連携しているものについて、データや様式が変更されるため調整が必要であり、場合によっては9月補正にて予算要求のうえシステム改修が必要となる。

⑥データ移行結果の確認（9月～12月）

既存システムから標準準拠システムへデータ移行を行う。そのデータ移行結果について、各業務で確認を行う必要。

⑦新システム操作研修（9月以降）

新システムにおいて、操作習得のため操作研修を実施。9月以降の予定。

⑧並行・滞留異動登録（必要に応じて12月）

新システム稼働前において、異動データの並行もしくは滞留での登録が必要となる場合も。

⑨市民窓口ステーション等の停止案内（11月頃）

令和6年12月28日及び令和7年1月4日・5日の市民窓口ステーション、住基ネット、コンビニ交付等の停止に伴う周知

⑩新システム稼働にあたり動作確認（1月）

令和7年1月6日（月）の本稼働にあたり、その前日となる令和7年1月5日（日）に動作検証を行う必要。

2 自治体DX推進に向けた 取り組みについて

1. DXとは

デジタルトランスフォーメーション (DX)

．．．．デジタル技術を用いた業務改善



- 目的は業務改善
- デジタルは業務改善のための手段であって、目的ではない

2. 自治体DX推進の必要性

少子高齢化にともなう労働人口減少により、将来的に人手不足が懸念されているなか、最新のデジタル技術の活用によって住民に対するサービスの利便性向上、アナログ業務をデジタル化することによる業務改善を図らなければ、業務を継続することが出来ないと言われているため。

3. 自治体DXに期待されること

(1) 住民の利便性の向上

DX推進によって、住民の利便性向上に期待。時間や手間のかかるアナログな行政手続きのオンライン化にむけ住民からの申請数が多い業務から着手するなど、住民目線で取り組むことが重要。

(2) 業務効率化

デジタル技術やAIの活用で業務効率化に期待。業務プロセスの見直しや効率化により行政サービス改善が進み、人口減少による労働力不足を補うと言われている。

(3) 行政サービスの向上

業務効率化が進み、限られた労働力を政策的業務等への振り分け。

4. なぜ自治体DXが進まないか

A. 予算が確保できない

B. DX人材がない

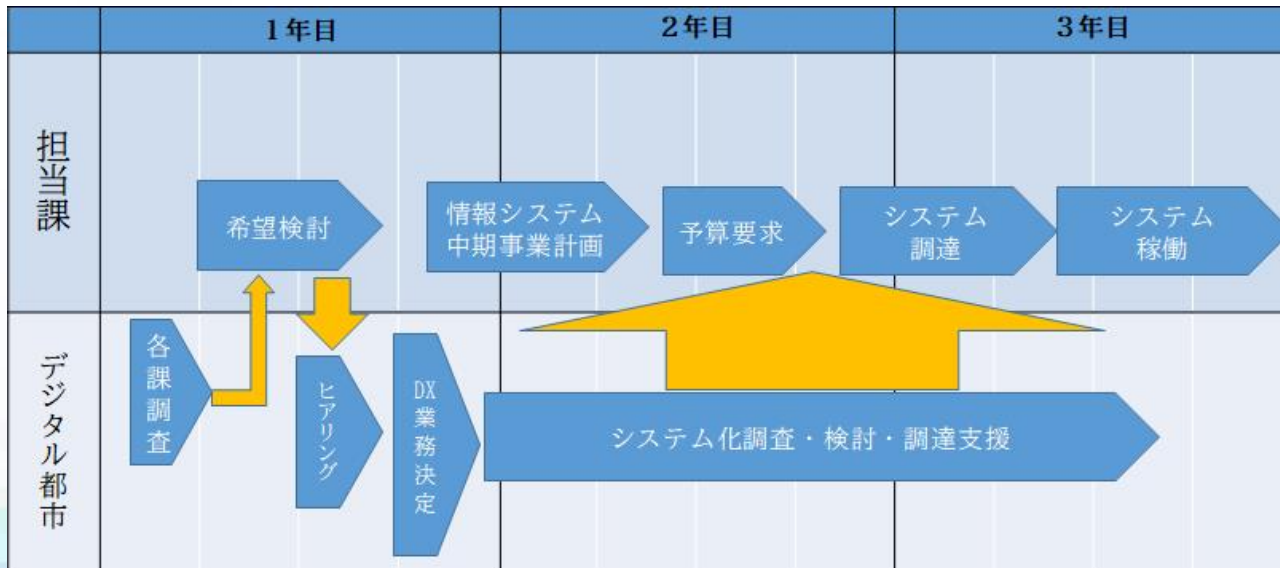
C. 既存業務に手一杯⇒DXは自分ごとでない

D. 何をしたいかわからない

5. 自治体DX推進に向けた施策

① デジタル都市推進課及び担当各課からのDX発案による推進 (A・Dへの対応)

デジタル都市推進課からの発案・各課からの発案を組み合わせることによって、全庁的に自分事としてDXをとらえるとともに、技術的なものも補填できる体制とする。



5. 自治体DX推進に向けた施策

② トライアルの実施（A・B・C・Dへの対応）

- ノーコードツール「kintone」の試験導入
 - ※ ノーコードツールとは、プログラミング等の専門知識がなくてもソフトウェアやアプリを作成できる仕組み。他自治体でも多くの導入実績がある。
- 生成AIツールの試験導入



実証実験として、連携協定締結予定

5. 自治体DX推進に向けた施策

※連携協定締結予定

1. ノーコードツール活用における業務事務改善

(1) 協定先 株式会社ケーシーエス

本社：水戸市 支店：東京支社、栃木支社

業種：トータルソリューション提案・開発・販売、システム開発、
ネットワーク構築、HP等コンテンツ制作 等

その他：サイボウズ社オフィシャルパートナー

(2) 協定内容

- ・ノーコードツールを活用した業務の改革及びその最適化に関すること。
- ・DXを推進するための人的支援に関すること。
- ・その他DX推進に関し、両者の協議により必要とされたこと。

(3) 実証実験内容

ノーコードツール（キントーン「サイボウズ社製」）の運用に向け、職員が自ら作成するアプリ開発の支援及び他市導入事例等の紹介

(4) 期間 協定締結日から令和7年3月31日まで（継続の可能性あり）

5. 自治体DX推進に向けた施策

※連携協定締結予定

2. チャットGPT活用による業務改善

(1) 協定先 株式会社F I D

所在地：東京都新宿区

業種：物流システム管理・分析、インフラ・システム等運営代行
収納代行、コールセンター事業 等

(2) 協定内容

- ・生成A Iを活用した業務の改革及びその最適化に関すること。
- ・DXを推進するための人的支援に関すること。
- ・その他DX推進に関し、両者の協議により必要とされたこと。

(3) 実証実験内容

チャットGPTを活用し庁内データベースからの回答を導きだしながら、インターネット側でも同様の回答を作成し、その両方から最適な回答を作成するサービスの開発及び運用。

(4) 期間 協定締結日から令和7年3月31日まで（継続の可能性あり）

5. 自治体DX推進に向けた施策

③デジタル人材育成に向けた職員研修（B・C・Dへの対応）

- DXへの意識醸成のため、階層別職員研修にてデジタル人材育成研修を行う。

対象 係長～主幹級職員

実施日程 7月5日、11月13日

講師予定 7月：齋藤理恵氏（深谷市職員）

11月：佐藤洋輔氏（東海村職員）

内容 同じ自治体職員として実際にDXを行った経験等を講義いただき、研修参加職員に現在の業務等において改善したい点などを洗い出し、まずはどのように業務改善を行えるか、また、その中でデジタルを活かしていけることはないかなどグループワークを通じて意識向上を目指す。

- e-learningを利用して、階層別デジタル研修を行う